

4 武道館の使用料

種別		専用使用				
		使用区分	午前	午後	夜間	全日
			午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時30分	午前9時～ 午後9時30分
第1道場 (柔道場)	アマチュアの 武道、スポー ツ及びレクリ エーションに 使用する場合	一般・学生	円 3,600	円 4,800	円 6,000	円 14,400
		児童・生徒	1,800	2,400	3,000	7,200
	その他の場合	平日	7,200	9,600	12,000	28,800
		土・日曜日	10,800	14,400	18,000	43,200
		休日				
	第2道場 (剣道場)	アマチュアの 武道、スポー ツ及びレクリ エーションに 使用する場合	一般・学生	4,500	6,000	7,500
児童・生徒			2,250	3,000	3,750	9,000
その他の場合		平日	9,000	12,000	15,000	36,000
		土・日曜日	13,500	18,000	22,500	54,000
		休日				
弓道場		一般・学生	1,800	2,400	3,000	7,200
		児童・生徒	900	1,200	1,500	3,600
第1会議室			(1時間につき) 200円			
第2会議室			(1時間につき) 200円			
第1役員室			(1時間につき) 100円			
第2役員室			(1時間につき) 100円			
個人使用						
種別		使用料				
一般・学生		(1回につき) 200円				
児童・生徒		(1回につき) 100円				

備考

- 1 武道館の道場の専用使用は、全面、3分の2又は3分の1の単位として行い、その専用使用料は、規定使用料の全額から3分の1に相当する額とする。
- 2 市内又は所沢市、飯能市若しくは狭山市の区域内に住所を有しない個人、法人、団体等の使用料は、規定使用料の倍額とする。